【人権教育をめぐる動向】その1 「世界人権宣言」

今年は、**世界人権宣言**が制定されて**60周年**にあたる年です。**"還暦を迎えた"**と表現する方もいます。

世界人権宣言は「Universal Declaration of Human Rights」であり、「World Declaration of Human Rights」ではありません。すなわち、欧米世界(World)で生まれた人権思想を、全世界的(Universal)に実現させるべきものとして宣言したものです。言い換えれば、世界中のすべての人に保障されなければならない普遍的な人権を、具体的にリスト化したものです。条文は、意見及び表現の自由(第 19 条)、私生活・名誉・信用の保護(第 12 条)など3 0条(詳細は「鳥取県人権教育基本方針」の5 2ページ以降を参照)からなり、その後の、人権課題に係る個別の条約等の制定の動きをもたらす淵源となったと評価してよいものと考えます。

また、前文の中には、「社会の各個人及び各機関が、この宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進する」と、目的の一つに人権教育の推進に努力することが明記されていることに注目すべきであると考えます。

加えて、「権利」と「責任」を持つ主体として、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組むことが私たち一人一人に求められている今、具体的な権利をリストとして示したこの世界人権宣言を学ぶ意義は大変大きいと考えます。[第3次とりまとめ]の実践編では、世界人権宣言を活用した学習事例も紹介されていますので、またご覧ください。